

番号：130899

国名：ソロモン

担当：人間開発部

案件名：マラリア対策システム強化プロジェクトフェーズ2 終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2013年10月中旬から2013年12月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.60M/M、合計 1.10M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	18日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：9月18日(12時まで)
- (4) 提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：
 - ①業務方針の的確性 3点
 - ②業務方法の整合性、現実性等 6点
 - ③当該業務実施上のバックアップ体制 1点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ソロモン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ソロモン諸島国(以下、ソロモン)では1998年後半に勃発した民族紛争を機に、マラリア対策の中断を余儀なくされ、紛争の現場となったガダルカナル州及びマライタ州におけるマラリア罹患率(人口千対)は、1999年の149から2001年には同169と再び上昇の傾向にあった(WHO World Malaria Report 2005)。一方、ソロモン全土でのマラリア罹患率は2004年以降に低下へと転じており、2009年には74.8を記録している(WHO Country Profile 2010)。ソロモン内の地域差は大

きく、特にガダルカナル州での 2008 年の罹患率は 156 と依然高い。

このような情勢の中でソロモン保健医療サービス省は「国家保健計画 (2004-05)」においてマラリア対策を 8 つの優先領域の一つとして位置づけている。ソロモンのマラリア対策においては、マラリアによる死亡を削減する手段として重症マラリアの治療に比べ重症化予防に優先的なニーズがあったが、効果的なマラリア重症化予防の体制が確立されていなかった。そこで、ソロモンは 2004 年に我が国に対して、マラリアのサーベイランス体制の構築、適切なマラリアの疾病管理などに関する協力を要請し、「マラリア対策強化プロジェクト」が 2007 年 1 月から 2010 年 1 月の 3 年間実施された。

同プロジェクト実施中、ソロモン保健医療サービス省は、国家マラリア行動計画 (Malaria Action Plan: MAP、2008 年～2014 年) を策定し、年間のマラリア症例の減少を含めた 5 目標を定め、政府、開発パートナーによる一貫したマラリア対策が進み始めた。同プロジェクトは、MAP と整合性のある活動を行い、特にコミュニティベースのマラリア対策に対して、高い評価を得た。

一方、MAP 自体の活動の進捗状況は芳しくなく、特にコミュニティ開発に関する活動が MAP に盛り込まれたものの、具体的な活動実施計画については未定となっていた。そこで、フェーズ I に引き続き、コミュニティ開発分野での技術支援を通じた JICA の貢献が期待され、ソロモン保健医療サービス省より我が国に協力継続の要請がなされた。これを受けて JICA は 2009 年 11 月に詳細計画策定調査団を派遣し、要請内容の妥当性・必要性を確認した。その内容に基づき、2010 年 10 月 8 日には討議議事録 (Record of Discussions: R/D) が署名された。

本プロジェクトは、MAP 計画内容を実施に移す活動、中でもコミュニティ開発にかかる協力継続を求めるソロモン保健医療サービス省の要請を受けて立案、開始されたが、ソロモン政府の方針変更 (MAP と併せ、Health Promotion Policy 2008～2013 年へのマラリア対策活動の同調) に伴い、JICA は 2011 年 12 月に運営指導調査団を派遣した。そこで、先方政府との対話と AusAID、WHO 等関係開発パートナーとの連携体制を踏まえて PDM が改訂された。現在は、MAP の実施・持続支援等を通じた保健システム強化をプロジェクト目標とし、[総括／保健マネジメント 1／保健システム 1][副総括／保健マネジメント 2／保健システム 2][保健情報システム][コミュニティ開発 1／マラリア対策]等、複数名の短期専門家を派遣し、これまでソロモン・マラリア情報システム (SIMIS) およびスーパーバイザリービジットの強化やマラリア診療サービスの向上、さらにコミュニティにおいてはマラリア対策を含む健康増進活動等を推し進めてきた。

今回実施する終了時評価調査は、2014 年 2 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」に沿って、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備 (2013 年 10 月中旬～10 月下旬)

- ①既存の文献、報告書等 (事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等) をレビューし、プロジェクトの実績 (投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド (案) (和文・英文) を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド (案) に基づき、プロジェクト関係者 (プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ソロモン側関係機関、他ドナー等) に対する質問票 (英文) を作成する。
- ④調査団内の検討のため、評価グリッド (案) を用いて評価デザイン (案) を検討する。
- ⑤勉強会、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣 (2013 年 10 月下旬～11 月中旬)

- ① JICA ソロモン支所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」に基づいた評価手法について説明を行う。
- ③ ソロモン側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、他の調査団員及びソロモン側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥ 調査結果や他団員及びソロモン側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び P0 の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦ 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果の JICA ソロモン支所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2013 年 11 月下旬～12 月上旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野の調査結果をとりまとめ、終了時評価調査報告書（案）の作成に協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- （1）評価報告書（英文）
- （2）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- （3）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成の手引き」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には 0 円と記載下さい）。

10. 特記事項

- （1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は 2013 年 10 月 29 日～2013 年 11 月 15 日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) マラリア対策（技術参与）

エ) 評価分析 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

当機構ソロモン支所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第三課 (TEL:03-5226-8381) にて配布します。

- ・ 中間レビュー調査報告書 (案)
- ・ PDM (最新版)

② 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ ソロモン諸島 マラリア対策システム強化プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査報告書

(3) その他

業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上